

(第2編)

第10章の2 国家財政に対する犯罪における特則

第621条の2 ① 国家財政に対する犯罪において、税務当局が(納税)清算行為(\*acto de liquidación)を定めた場合、刑事訴訟手続きの存在は行政行為を中断させることはなく、(税務当局は)徴税を目的とする手続きを開始することができる。ただし、裁判官が職権でまたは当事者の請求により、刑法第305条第5項の規定に従って(清算)執行手続きの中断を取り決めた場合を除く。

(訳者注: acto de liquidación (清算行為)とは、税務当局が、納税者に向けて納税義務の存在を通知し、納税額を計算する行為である。)

② 清算行為の執行停止が申し立てられた場合、裁判官または裁判所は、検察庁および害される行政当局を10日の期間で事前に聴取し、申し立てられた中断を取決めるかどうか、(裁判官/裁判所)決定を通して10日以内に裁定する。中断を取り決める場合、提供されるべき保証の範囲、および、保証を提供するための期限(これは、いかなる場合も2月を超えてはならない)を設定しなければならない。ただし、第6項に規定される状況が発生する場合を除く。

③ このように提供される保証は、計算された行政清算から生じる金額、中断によって生じた支払い遅延に対する利息、および、その執行の場合に生じる割増金を十分カバーしなければならない。

④ 中断を許可する決定は、保証を提供するための第2項に規定された期限が経過しても、保証が提供されない場合、その後の裁判上の言渡しを必要とせず、自動的に無効になる。

⑤ 中断は、中断が取り決められた被疑者に対して係属中の訴訟手続きにのみ影響し、残りの被疑者に対する徴収手続きは、納税義務者が債務の全額を支払うか保証するまで停止しない。

⑥ 全部または一部の保証の提供ができなかった場合、裁判官は、強制執行により回復不能な損害または修復が非常に困難な損害が生じる可能性があると判断した場合には、例外的に全額または一部の保証を免除して、中断を取り決めることができる。

⑦ 清算行為の中断申請を裁定する決定に対して、単一の効果(\*移審効果)で控訴を提起できる。

(本条の新設。2015年)

第621条の3 ① 中断は、前条で言及される決定が下されて、前条の規定に従って適切に保証が設定されたときから効力を生じる。この場合、その効力はその申請の時点に遡ると解される。ただし、本条の次数項の規定を害しない。

② 税務当局が行った行為の結果、中断を取り決める(裁判官)決定の日より前に被疑者の資産または権利が差し押えられていた場合、その差押えは、被疑者に対し前条第3項に規定する金額、または、場合によって、被疑者に要求できる金額をカ

バーする保証を提供するために与えられた期間内は引き続き有効である。

いずれにしても、検察庁または損害を受けた税務当局は、裁判所に対して、すでに行われた差押えが、または、差押えによって影響を受ける資産の上に設定できる物権が、これらの資産が被疑者が提供する保証よりも徴税をより適切に保証すると考えられる場合、中断のために保証となるよう申し立てできる。特に、そのような申立ては、保証の全部または一部の免除とともに中断が申請された場合に行うことができる。

保証の全部または一部の免除を伴って中断が取り決められた場合、支払義務のある額を減額してなされた（税の）支払いは、本条第1項で言及される遡及の影響を受けることなく、引き続き有効である。

③ 税務当局は、清算の全部または一部を容認する判決が確定するまで、強制執行手続きの過程で差し押さえられた資産および権利の譲渡に移行できない。ただし、裁判所が譲渡を許可すべき以下の場合を除く：

- a) 傷みやすい場合。
- b) その所有者が放棄した場合、または、裁判所の処分に置かれた財物の行き先に関して適法に（陳述を）要請されたときになんらの陳述をしない場合。
- c) 保存および保管コストが財物自体の価値よりも高い場合。
- d) それらの保存が公衆衛生または安全にとって危険な場合。
- e) まだ劣化していない場合でも、時間の経過とともに減価する場合。

証拠物品、および、訴訟手続きの費用で残しておかなければならない物品は、上記 a) および c) の場合を除き、譲渡できない。

④ 保証の有無にかかわらず、中断が取り決められても、それが採用された状況が変化した場合には、（中断は）訴訟手続きの過程で修正または取り消しできる。

（本条の新設。2015年）